

第二章 対日政策における「信教の自由」

第一節 問題の所在

1945(昭和20)年8月15日、日本はポツダム宣言を受諾し、無条件降伏した。この時点から、ルーズヴェルト大統領から国務省内で表明、検討された対日占領政策の原案が実行されることになった。本草は、この実施にあたっての主要な政策文書を検討することによって、国務省案が、どの程度、いかなる形態で戦後日本の改革に反映したのか、特に「信教の自由」に関する宗教制度の改革と天皇制の改革が、どのようになされ、その結果として日本国家の性格はいかに変化していったのであろうか。

このような主題について検討するとともに、その過程で、第一章の冒頭に開陳した課題、すなわち「神道指令」の形成過程と背景、その影響についても考察する。すなわち、神道指令によって導入された「政教分離原則」は、ウッダードや高橋史郎らが主張するように、現場サイドの苦肉の策、合衆国との基本政策と矛盾する誤った政策なのであろうか。

例えばウッダードは、その著書の中で⁽¹⁾、「この『政教分離の原則』というのは「降伏後におけるアメリカの初期対日方針」では全く触れられておらず、神道の国家からの分離が公式の政策となったのはかなり唐突であった。これが初めて公にされたのが、1945年の国務省の極東局長ヴィンセント(John Vincent)によるラジオ放送である。それを聴いて、皆が驚いた。占領軍自身がびっくりしたのである」(趣意)と主張する。また、「降伏文書にも初期対日方針にも「神道」という言葉は見られないであつて、宗教政策に関する提案は「信教の自由」の確立をうたつてのことと、軍国主義や極端な国家主義が宗教の美名に隠れることを禁止していることの二点だけである。占領軍はこれらの意味を解釈することによって、神道に対する制限の根拠と為すことができた。占領軍の宗教行政は、ほとんど現場に一任された形であったと言つてよいだろう」⁽²⁾などとも述べている。

この当時やはりGHQ民間情報教育局(CIE)のスタッフで軍国主義的な教育を禁止し、関係者の追放を命令した諸指令を起草したロバート・K. ホールなども、国教としての神道は禁止するというワシントンからのこのような見解というの、総司令部にとっては「大変な驚愕」であり、「気違ひじみた信号の変更」であったと述べたといふ。

従つて、国務省を中心とする合衆国政府と、占領軍総司令部(GHQ)との間には、宗教政策上の大きな認識のズレがあったということになる。高橋史朗は⁽³⁾、そういう宗教政策上の認識のズレを克服するために、CIE宗教資源課の宗教問題担当スタッフであったバンス大尉(Lt. William Kenneth Bunce)が、「アメリカの国務省の方針には全く含まれていなかつた絶対的『政教分離原則』を採用し、個人の宗教としての神道には干渉しないが、国家と宗教、特に神道を完全に分離することによって、この矛盾を止揚統一する方策を考え出した」と述べ、バンスの個人的創意によるところが大きかつたことを強調している。

(1) Woodard, op. cit. (邦訳、前掲『天皇と神道—GHQの宗教政策』54-6頁)。

(2) ウッダード「連合軍の占領と日本の宗教」『国際宗教ニュース』、第5, 6号、国際宗教研究所、1972年、73-4頁。

(3) 前掲「神道指令の成立過程に関する一考察」『神道宗教』第115号、60-72頁。

また、作成者自身がその意味で誤りを認めているような「神道指令」は、日本の宗教、特に神道を正しく理解していなかったものであり、従って、「作成者自身が誤りを認めている『神道指令』を絶対視し、日本国憲法を『神道指令』の絶対的政教分離原則の精神で解釈しようとする傾向があるが、このような解釈は神道指令の趣旨にも反するものである」と結論づけて、戦後の日本宗教制度の根幹にあると考えられている「厳格な政教分離原則」に疑問を投げかけていたことは、すでに指摘したとおりである。

確かにアメリカ合衆国の対日政策における宗教政策に関してはいくつかの問題点があり、それを現状において整理すれば、次の三点になる。

1. GHQとアメリカ国務省、または統合参謀本部(JCS)、そしてGHQとの間に、占領政策についての意志の疎通に欠けている面があり、問題意識の相違、または政策上のズレがあったような印象を受ける。
2. 神道の国家からの分離政策というものが、本国からの強い指令によって、やむなく行ったような印象を受ける。
3. 「政教分離の原則」の導入というのも、パンス等の現場サイドの「苦肉の策」である。あるいは、恣意的に取り入れられたもののようにも受け取れる。

これらの疑問点に対し、すでに合衆国国内における対日占領政策の形成過程での論議に遡り、対日宗教政策が対日戦略のどの段階で、どのような基本的内容として形成されてきたものなのかということを考えてきた。特に第一に、この「信教の自由」という問題がどのような「意味」で考えられていたのか。そして第二に、「政教分離原則」は合衆国政府の中において、どの段階で、どのように考えられていたのか。また第三に、その「信教の自由」と「政教分離の原則」という二つの要素がどのようにして結びついていったのか、という諸点に焦点をあてて考察してきた。

確かに、国務省案までの段階では、今度の大戦は「文明の生存をかけた闘争である」、日本に「信教の自由」を確立する、侵略思想の温床を根絶し、それと結びついた独裁的政治形態を解体する、必然的に天皇と国家神道を切り離し、後者を解体するなどの諸政策であり、「政教分離」という表現は見あたらなかった。では、ウッダードや高橋の見解が正しいのであろうか。本章は、この問題の検討から始めたい。そのために、実際の占領統治の原則をまとめた「ポツダム宣言」と「初期対日方針」「基本指令」のいわゆる SWNCC 文書の成立と内容の検討から始めていく。その上で、最終的な占領政策において日本の宗教制度の改革を決定づけた「神道指令」の形成過程と内容を中心に、政治改革や天皇制の問題との関連、これまで検討してきた米国政府の戦後構想との関連を検討していきたい。

第2節 GHQの占領政策と「神道指令」

これまで、ルーズヴェルト大統領の諸演説に表明された対枢軸国政策と戦後世界構想、並びに米国務省の対日占領政策およびその策定過程における論議の内、基本政策、宗教政策、天皇制の取り扱いに関する部分を検討してきた。1944年の前半という、日本との戦争がいかなる形で、いつ終局をむかえるか定かでない段階で、対日占領政策の大綱は決定されていた。この時期から一年有余後の1945年8月15日、日本政府はポツダム宣言を受諾

して無条件降伏し、1952年4月28日の講和条約発効による独立の回復まで、6年半にわたる連合国による占領が開始された。

現実の占領において具体的に採られた諸政策は、当然のことながら、國務省の案といしさかずれていかざるをえないものもあった。結果的には、1945年7月26日にアメリカ、イギリス、中国の三国共同宣言として発せられた「ポツダム宣言」と、合衆国政府が1944年12月に発足させた、連合軍の統合的な政策を決定する機関としての「國務・陸軍・海軍三省調整委員会」(State-War-Navy Coordinating Committee = 略号 SWNCC)での諸決定が、最終的かつ具体的な対日占領政策としてマッカーサー司令部に命ぜられ、実施されていくことになる⁽⁴⁾。

占領統治政策の原則を定めた基本文書は、「ポツダム宣言」(Potsdam Declaration, 7. 26, 1945)と、一般に良く知られている「降伏後における米国の初期対日方針」(United States Initial Post-Surrender Policy for Japan, 8. 29, 1945, SWNCC150/4、以下「初期対日方針」と略記)、同年11月3日に発せられたとされている「降伏後の日本固有の軍政に関する基本指令」(Basic Directive for Post-Surrender Military Government in Japan Proper, 11. 3, 1945, SWNCC52/7, JCS1380/5、以下「基本指令」と略記)の三文書である⁽⁵⁾。これらの文書に明示された、本章との関連で重要な条項は以下の通りである。

1. ポツダム宣言 : (6) 無責任な軍国主義が世界から驅逐されるまで、平和・安全・正義の新秩序は不可能であるとわれわれは信じる。それゆえ日本国民をあざむき、世界支配へと導いた者の権力と勢力は永久に抹殺される。
(10) われわれは日本人を民族として奴隸化し、国民として滅亡することは意図していない。しかし、捕虜を虐待したものを含むすべての戦争犯罪人を厳格に処罰する。日本政府は日本国民の間に民主主義的傾向を復興し強化する上でのすべての障害物を除去しなければならない。言論、宗教、思想の自由は基本的人権の尊重と共に、確立されなければならない。
(13) われわれは日本政府がただちに全日本軍隊の無条件降伏を宣言し、それを誠意をもって実行する適切充分な保証の措置を取ることを要求する。
2. 初期対日方針 : (Part I. 究極目的) (a) 日本が再び合衆国並びに世界の平和と安全にとって脅威とならないための保全。 (b) 他国の権利を尊重し大西洋憲章の理想と原理として表明された諸目的を支持する平和で責任ある政府の最終的な樹立。
(Part II. 2) 天皇並びに日本政府の権威は、占領の実施並びに日本管理の全権を有する総司令官に従属するものとなる。……総司令官はその権能を、天皇を含む日本

(4) 「三省調整委員会」および「連合軍総司令部」内部における論議や実施過程における諸問題については、五百旗頭真、前掲書、下第9章。坂本義和・R. E. ウォード編『日本占領の研究』東京大学出版会、1987年、等に詳しい。

(5) これらの文書、および後出の「人権指令」「神道指令」は、Government Section of the Supreme Commander for the Allied Powers (GS/SCAP) (ed.), *Political Reorientation of Japan; September 1945 to September 1948*, Greenwood Press Reprint, 1970. に収録されている。

政府の諸機構・機関を通して行使する。

(Part III. 3) 宗教的信仰の自由は占領後直ちに宣言されなければならない。同時に超国家主義的かつ軍国主義的組織や運動が、宗教の仮面の背後に隠れることは、決して許されないことを日本国民に明らかにしなければならない。

3. 基本指令 : (Part I, 9. Political Activity) a. 日本の軍国主義的、超国家主義的イデオロギーの宣布および宣伝は、いかなる形態においても禁止され、完全に抑止される。連合国最高司令官は日本政府に国家神道体制への財政的、その他の支援を停止するよう要求しなければならない(下線筆著)。 . . .

e. 宗教的信仰の自由は、日本政府によって速やかに宣言されなければならない。

以上に表現された占領政策の原理は、まず日本政府と天皇制の存続を前提とし、それらの機能を活用した「間接統治」であること、第二に「積極的誘導論」にもとづき、日本人の間に民主主義的傾向を鼓舞し、その上で日本国民の自由に表明した意思に基づく平和的で責任ある民主的政府を樹立することをめざしていること、第三に、基本的人権の確立、なかんずく「信教の自由」の確立が重視されていること。それとの関連で、国家による神道の財政的その他の援助を一切禁じたこと。第四に、軍国主義的・超国家主義的イデオロギーの宣布を、学校を含むいかなる形態・方法においても禁止したこと、等である。

天皇制を将来どうするか、また天皇・裕仁個人の処遇や戦争責任をどのように考えるかという問題に明確な解答はまだ出ていないが、とりあえず天皇制の存続を前提にして、その日本人への権威を利用して占領を迅速に効果あらしめる方策がとられ、なおかつ国家神道の廃止、軍部の解体、軍国主義的・超国家主義的イデオロギーの宣伝の禁止という措置が取られたことは、天皇制と膨張的軍国主義とを区別して対応したことになる。結局、国務省の政策と異なる点、より正確にいえば、国務省内の知日派プランナーの主張と異なる点は、大局的なところでは存在しないと言えるのである。

しかし、こと宗教政策に関しては、国務省案より、また知日派の主張より、ある意味では一步踏み込んだ政策が現実の占領過程においては実施された。「神道指令」に盛り込まれた「政教分離制度」すなわち「国家と宗教との分離原則」の確立である。この段階までの宗教関係諸指令は、上述以外には神道指令に先立って10月4日に発令された、いわゆる「人権指令」⁽⁶⁾があった。そこでは、日本国民の政治的、市民的、宗教的自由に関連する制限を除去するため、治安維持法や宗教団体法、その他の制限法規を直ちに撤廃し、思想犯政治犯などを釈放し、秘密警察や内務省などの超国家主義を推進・助長した諸団体の解散と人物の公職追放などが命じられた。これらの諸指令において、「信教の自由」の実現、その自由を制限するものを除去する問題、および国家神道の廃止についての言及はあるものの、後に論議の焦点となつた「国家と宗教の完全な分離」すなわち「政教分離の原則」については全く触れられていなかった。それらの点が極めて明確に、かつ衝撃的に指示されるのが、「国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並びに弘布の廃止に関する覚書」(Memorandum for the Abolition of Governmental Sponsorship, Support,

(6) "Memorandum for the Revival of Restrictions on Political, Civil, and Religious Liberties," *ibid.*, 463 - 65.

Perpetuation, Control and Dissemination of State Shinto <Kokka Shinto, Jinja Shinto>, AG0003, CIE, SCAPIN448, 12.5, 1945)、いわゆる「神道指令」であった。

この指令の目的は、宗教を国家から分離し、宗教を政治的目的への悪用を防止し、均等な機会と保護を受ける資格あるすべての宗教、信仰、信条を全く同じ法的基礎の上におくこと、また、神道のみならず、すべての宗教、教派、信条或は哲学の信奉者が、政府と特別の関係を持ち、軍国主義的、超国家主義的イデオロギーの宣伝宣布を行うことを禁止することにあった(2-a)。そのために、国家による神道の後援、支持、保全、管理、布教を禁じ、内務省神祇院等を廃止し、公共的資金による一切の財政的支持の禁止、全部ないし一部公的資金により維持されている教育施設に於ける一切の神道教育・神道儀礼の禁止、公人の神社参拝、その祝典、祭礼への参加禁止、公文書における国家神道的、軍国主義的、国家主義的用語の使用禁止等を命じたのであった。すなわち、直接的には、国家神道の廃止(*abolition of National Shinto*)であり、一般的には、国教の廃止(*disestablishment of state religion*)を命じたのである。そして、国家との関係を断った神社神道が、軍国主義的超国家主義的要素を払拭し、日本人個人の宗教又は哲学で事実上ある限り、全く自発的な私的寄金・資産によって運営され、かつ信奉者が他の宗教と同等の一宗教として存続を望むならば、その様に認められると明示したのである。

第三節 「神道指令」起草の背景

この指令は、いつ、いかにしてできあがったのであろうか。指令が起草される直接的契機となつたばかりでなく、その内容に決定的な影響を及ぼしたと見られるものは、1945年10月7日、アメリカ国務省極東局長ヴィンセント(John Carter Vincent)によるN B Cラジオでの報道であった。対日戦争に関する質問に答える形の放送の一部が、翌8日「神道は日本の国教として廃止される」(Shintoism Will be Eliminated as Jap State Religion)というワシントン発A P電によって日本に伝えられたことに始まる。この報道にはG H Q当局も極めて驚いたといわれており、10日に総司令部は政治顧問アチソン(George Acheson, Jr.)の名で、合衆国国務省に問い合わせの電報を打った。

それに対して国務長官バーンズ(James F. Byrnes)は、13日付で次のように回答してきた。

「それら(放送の関連部分)は、SWNCC150/4の言い換え(パラフレーズ)である。(中略) 神道は、それが日本人個人の一宗教である限り、干渉されることはない。しかしながら、それが日本政府によって指導され、また政府によって上から強制された手段である限り、それは廃止されなければならない。人々は国家神道(National Shinto)を支持するために税を負担しなくてよく、神道は学校において存在する場を失うであろう。国教(a state religion)としての神道、即ち国家神道(National Shinto)は消滅するであろう。この点についての我々の政策は、神道を超えている。日本の軍国主義的および超国家主義的イデオロギーの宣布は、いかなる形態であろうと完全に禁止され、日

本政府は国家神道体制の財政的その他の支援を停止するよう命ぜられるであろう」⁽⁷⁾
(下線筆者)。

ヴィンセントの放送それ自体は、アメリカ国民への時事解説であり、GHQへの指令ではなかったが、この回答は極めて大きな驚きをもって受け止められ、大きな結果を生むことになった。そこには、「国家神道」というものが、日本の軍国主義的、超国家主義的イデオロギーの重要な一端を担っているという認識の上で、第一に「国教としての神道を廃止する」、第二に「政府による財政的その他の援助を停止する」、そして第三に「教育から神道的因素を除去する」、ただし、第四として「日本人個人の宗教としては認められる」という4点が主張されていた。

研究上の問題は、「初期対日方針」(SWNCC150/4)の「言い換え」である、という点である。ところが実際の「初期対日方針」には、これらの内容については全く触れられてはいない。従って、「言い換え」であるという意味が不明となる。従って、ウッダードらが、「初期対日方針」では全然触れられていない原則がこの放送で述べられたとして、どこからこの方針が出てきたのかと驚いたのである。そして「神道指令」の起草者であるバンスは、CIE局長だったダイク代将にこの返電を渡され、その後「神道指令」の作成に取りかかったと言われている。

この問題を考える場合に、まず、一体このヴィンセントによるラジオ放送は何の「言い換え」であったのか、という点を検討しなければならない。結論を先にいえば、これは正確には「初期対日方針」の言い換えなのではなく、実は「基本指令」(SWNCC52, JCS1380)の言い換えであると考えられる。つまり、すでに下線で示したように、「基本指令」におけるPolitical Activity の(a)においては、「日本の軍国主義的、超国家主義的イデオロギーの宣布及び宣伝は、いかなる形態においても禁止され、完全に抑止される。連合国軍総司令部は日本政府に国家神道体制への財政的、その他の支援を停止するよう要求しなければならない」という文言があり、これはラジオ放送の内容の一部とほぼ一致しており、同文であるとさえいえる。従って、これは「基本指令」の「言い換え」であったと推察できるのである。

また、「基本指令」の第一部、Part I というのは、すでに国務省・陸軍省・海軍省三省調整委員会(略号 SWNCC、以下「三省調整委員会」と略称)の下部機関である SFE(極東小委員会)と、JCS(統合参謀本部)の JCAC(統合民生委員会)とが共同で作成したものであり、既に1945年9月1日に完成している。SWNCC が占領政策の最終決定機関であったが、政策案分は JCS で作成し、SWNCC がそれを承認する。従って、この「基本指令」は9月1日には JCS で完成し、9月19日には「SWNCC 文書52の3」として既に承認されていたのである⁽⁸⁾。その後、一部付加されたりした後、最終的に11月1日に「SWNCC 52の7」という文書として決定され、あわせてこの「基本指令」は「非公開」とする事も決定されていたのである。従って、8月29日に指令として出されている「初期対日方針」とほぼ同時期にあたる9月1日には、「基本指令」も一応の完成をしていたことになる。つまり、大統領の承認を受けた数少ない対日政策文書の一つである「初期対日方針」を基本原則

(7) GHQ/SCAP Records (CIE), Box No. 5059, Sheet No. C-0001, 国会図書館現代史資料室所蔵。

(8) 鈴木英一『日本占領と教育改革』勁草書房、44-45頁参照。

とし、更にそれを実施していくための細則のようなものとして、この「基本指令」が考えられていたという事。その両者が、いわば一体となって考えられていたという事は明らかであろう。

さらに「非公開」であったために、ウッダード等のGHQの下級職員たちには、この「基本指令」の存在は伝わらなかったと考えられる。さらに非公開の文書であったということは、この文書が、合衆国による日本変革の秘密のマスター・プランであるとともに、軍事的命令書であったことを意味する。それは軍隊の書式と用語で記され、軍隊の命令系統により、参謀本部(JCS)から占領軍司令官(SCAP)に伝達され、マッカーサーの行動を支配した。日本占領における現地指揮官はマッカーサーであり、現地における指揮の細目は彼自身が決定し、日本政府や国民に対しては無制限の権限をもっている絶対君主のように振る舞ったり、そう受けとられたりもしたが、彼は軍人であり、軍隊組織の中では統合参謀本部議長ドワイト・アイゼンハワーの指揮下にあり、軍部は、ルーズヴェルトの後任の大統領ハリー・トルーマンの指揮下にあった。また連合国軍最高司令官として、形式上、マッカーサーは連合国を代表する「極東委員会」(FEC)の権限によって制約され、その指示に従わなければならなかつたが、極東委員会は米ソの利害対立により実質的には機能しなかつたので、彼は基本的にもっぱら合衆国の統合参謀本部の命令下にあつたといえる。当然のこととして、GHQの基本行動、またGHQ内部の職務も恣意的になされたことはなく、統合参謀本部からの命令書である「基本指令」(JCS1380/15)にもとづいて実行されたのである。具体的には、「基本指令」を受け取ると、マッカーサーの参謀長と部下たちは、各パラグラフごとに分割してGHQ内の13局に分配し、各局長は、割り当てられたパラグラフとサブ・パラグラフを自分の配下の各課に、各課長は、さらに各係に細分して命令した⁽⁹⁾。このような作業手順を考えると、係長以下の下級職員には全体が把握できない、さらには文書そのものの存在すら予想できないのも当然であったといえる。

以上、「基本指令」によって述べられている精神、すなわち、その「言い換え」であるといわれたヴィンセントの国家神道に対する厳しい態度は、占領開始の段階で、既に確定していたとみなすことができる。しかし、「神道指令」起草の実際の準備は、国務長官バーンズの返電をうけて正式に始まった。CIE局長だったダイク代将は、宗教資源課の宗教問題担当スタッフであったバンス大尉(William Kenneth Bunce)にその返電を手渡すとともに指令草案の起草を命じ、作業は進められた。そして、1945(昭和20)年12月15日、戦後日本の宗教制度と宗教界に決定的な影響を及ぼした「神道指令」が発せられたのである⁽¹⁰⁾。

(9) なお、公刊された証言によると、1945年8月末にGHQの民政局次長として、マッカーサーの依頼に応じて陸軍省民政局から派遣されて赴任したC. L. ケーディスが、マッカーサーが厚木に到着した乗機とともに飛來したパーシバルの乗機にもぐり込んで、この基本指令の前案を持参したという。竹前栄治『日本占領—GHQ高官の証言』中央公論社、1988年、37頁。阿部美哉「占領軍による国家神道の解体と天皇の人間化」、井門富二夫編『占領と日本宗教』未来社、1993年、78-80頁。

(10) この経過については、岸本英夫「嵐の中の神社神道」「バンス博士と一問一答」、新宗連調査室編『戦後宗教回想録』新宗教新聞社、1978年、195-294頁。前掲『日本占領と教育改革』72-79頁。前掲『日本占領』185-212、302-306頁等に詳しい。

第四節 文明闘争史観と国務省案の間で

神道指令が誕生する基礎となった「基本指令」と、バーンズによる解説と返電から、「国家神道の廃止」、一般には「国教の廃止」がめざされていた、または少なくとも、そのように報道され、回答されたことが明らかとなった。これは、国務省案の基本政策である天皇制を軍国主義そのものと、また超国家主義思想そのものと切り離して無害化する政策と同様、神道と国家とを切り離す政策として、必然的に導き出される政策と見なすことは不自然ではない。また、個人としての神道信仰と国家神道との明確な区別、前者の存続を許し、後者のみを問題にする点、さらに公的財源による国家神道への財政的その他支援の停止などについても、国務省案以来の方針であった。特に、国教をなくし、宗教に対する国家による、または税金による財政的支援の停止、学校教育から神道教育を排除するなどの方針は、今日では「政教分離原則」の具体的な内容として、広く知れ渡っている。

しかし、「神道指令」で用いられた表現、すなわち「国家と宗教の分離」(to separate religion from the state)、また「すべての宗教、信仰、教派、信条、または哲学を同一の法的基礎の上に置く」(to put all religions, faiths, sects, creeds, or philosophy upon exactly the same legal basis)などの「政教分離原則」「すべての宗教的信条の法の下で平等原則」などといわれる諸原則の明解な表現は、「神道指令」以外に見あたらないのも事実である。では、起草したバンスは、どのような発想の下に、こうした急進的とも評される表現、指令の目的を記したのであろうか。

バンスが作成した神道指令の説明文書「担当者研究」(Staff Study, 12.3 第三次メモ)⁽¹¹⁾には、結論として次のように述べられている。

「4. 結論：a. 包括的問題、(2)神道は宗教としては廃止できない。即ち、信教の自由の原理および宗教それ自身の性格によって廃止は不可能である。実際のところ、宗教としての神道を廃止したり、神道を天皇から分離することは必要ではない。天皇と神道とは実際上同一のものである。国家神道の危険性は、(a)国家による保証、支援、宣伝に、(b)日本政府と神道国家主義者たちが、日本の国土・天皇・日本国民の起源は神聖であるという多少曖昧な神話を利用することに、(c)日本国民に神道の儀礼の遵守を強要し、その諸前提を額面通りの事実であると信じることを強制した点に、存在する。

(3)天皇と神道との相互の結合が危険なのではない。すべての行政上および軍事上の権限を名目上一人の「祭司王」(a priest king)の手に委ねながら、実際は政府機関の統制権を握っている権力者集団にその権力の行使を許している、政治制度の特殊な性格が危険なのである。

(4)解決策は、(a)天皇の地位の保持を認める我々の政策と一致するような、教会と国家との完全な分離を達成すること。(b)国家の実際の管理を国民によって選ばれた代表の手に直接渡せるように、日本の憲法と法律の改正を保障すること、である」。

と解説しているように、「宗教としての神道は廃止は必要ではない」、「国家の特異な政治制度と結びついた神道」が危険なのであるから、これを徹底的に切り離すために「教会

(11) CHQ/SCAP Records (CIE), Box No. 6932, "Shinto-Staff Study", 3 December, 1945, pp. 11-22.

と国家を完全に分離する」ことを検討していたのは明らかである。

神道指令における「国家と宗教の分離」という表現は、この「教会と国家の分離」という表現より一般的な表現であり、後者が「特定の宗教団体」と国家との分離、すなわち国教制の否定を意味するのに対し、前者は、国家が特定の宗教団体を特権化するのを禁じるのみなく、国家が一切の宗教的行為を行うことを禁じるという意味で、後に「厳格な政教分離原則」と見なされる表現である。神道指令は、「担当者研究」よりも、さらに踏み込んでいったことになる。

この厳格な政教分離原則の発想を、パンスはどこで、どうやって考えついたのであろうか。竹前栄治と1984年10月23日に行われたインタビューによれば、「国家は神社、寺院、教会とは無関係に、宗教の教育をすることができるから、施設としての教会より宗教に焦点を絞るべきだ」というのが、当時の彼らの考え方であったし、「日本にはいろいろな宗教団体がありました。マッカーサーは考えていなかったでしょうが、私はこの原則を神道だけでなく、仏教やキリスト教にも適用すべきだと思っていました。宗教団体すべてを平等に取り扱う方法としてはそれしかないはずです。」⁽¹²⁾と語っている。「国家と教会の分離」と表現が、「施設としての教会」をさすわけでは必ずしもないが、「国家が宗教団体とは無関係に宗教教育を行いうる」という点への着目は、注目に値する。そして「全ての宗教を平等に扱う」方法として「国家と宗教一般との分離」原則を導入しようとしたことがわかる。これらは、まさにパンスの創意として評価すべき点であろう。

しかし、上記の「担当者研究」を仔細に読めば、結論部分の論理展開は、前章ですでに論じた国務省内での議論と文案の論旨と極めて類似しているということもできる。パンスが指令の起草にあたって、占領政策の原案ともいえる国務省案などを検討し、スタッフと研究を重ねていたことも、充分考えうことである。

幾分重複するが、前章でも紹介した国務省文書「日本 - 信教の自由」の内容を、再び取りあげてみたい。これはアメリカ国務省戦後計画委員会 (PWC = Post War Committee) によって1944年3月15日の段階で作られていた文書であるが、この文書の内容で重要な点は、日本の軍国主義者達は、無害で原始的かつアニミズム的なオリジナル神道に、今日の狂信的で愛国的・好戦的な日本を形成する為に、軍国主義者によって利用されたナショナリスティック・エンペラー・ワーシップ・カルト、つまり国粹主義的天皇崇拜カルトというものを、その上に被せてしまったのだとしている点である。従って、この文書は古代的神道 (Ancient Shinto) またはオリジナル神道 (Original Shinto) と、国家神道 (National Shinto) というものを明確に区分する必要を強張している。このような分析の上で、提言の部分においては神道を三つの種類に区分し、「信教の自由」の確立と「軍国主義」の排除という占領目標を満たそうとしている。

第一は大半の古くからの神社であり、それはローカルな祭祀であり、厳密な意味での宗教的神社であると見なせる。第二は伊勢神宮などのように天照大神を奉る古代からの神社であり、これは国家主義的なシンボリズムによって過度に覆われてはいるが、古代からの宗教的神社である。そしてこれら二種類の神社は存続を許してもよい、と提案しているのである。第三番目が問題であり、これがいわゆる靖国・明治・乃木・東郷神社などの、国

(12) 前掲『日本占領－GHQ高官の証言－』 208頁。

家的な英雄の崇拜を目的として近年に建てられた神社であり、これはアメリカの理解する宗教概念における宗教的信仰の場ではなく、また日本政府も「国家神道は宗教にあらず」といっているので、これらの神社は「信教の自由」に抵触する事なく閉鎖する事が出来ると提案した。そして、ただし強制的に閉鎖する必要は必ずしもなく、その代わりに大規模な儀式や示威行為や集会などを禁止し、スタッフ等を解雇し、国家財源からいかなる支払いも受けてはならないという原則を確立すればよく、またこの国家主義的神社であっても、個人の崇拜の対象としては存続を許してもよいのではないかと提案しているのである。

この文書には、国家主義的神社であっても強制的に閉鎖する必要はなく、人員と財政の面での援助がなくなれば、すなわち、神道を国家から分離すれば、個人の崇拜の対象としては存続するかもしれないが、軍国主義の温床となつた国家と天皇崇拜と神道の結合物という構造は解体し、危険はなくなるであろうという、他の文書に較べるとやや樂観的なトーンが存在することは事実である。しかし、この地点からもう一度ヴィンセントのラジオ放送までを見直してみると、いくつかの点で政策上の一一致点がかなり認められることも明らかである。

例えば、個人の信仰としての神道と、国家と結びついた神道とを区別し、その前者の存続を許し、ヴィンセント等が主張するように国家と結びついた神道は廃止すべきだとする点。いずれにしても、その両者を区別するという捉え方。また、国家財源からの援助の停止を主張している点など。そこには一貫したものがあると言うことが出来るのである。さらに、ヴィンセント自身、国務省案の段階ですでにスタッフの一員として起草に参加しており、文書に署名が記されている。また占領政策の最終決定機関であった三省調整委員会の委員にもなっていた。その意味で、人員としてもこのヴィンセントが一貫して宗教政策に携わっていた事になり、それらの点を考えてみるならば、基本的にアメリカ政府内部での「対日宗教政策」というものは国務省戦後計画委員会の政策案以来、比較的一貫した政策であったという事ができるのである。ただ、ヴィンセントの放送の場合には、国家神道の処罰的廃止という側面が強調されていたと言えよう。

以上の諸事実から、バンスの神道指令の内容は、合衆国政府の政策と矛盾しているものではなく、その意図の現場への適用として充分に理解できる。しかも、神道指令は、厳しく国家神道の廃絶のみを強調した印象を与えるヴィンセントの放送内容に比べても、いわゆる国家主義的神社も一宗教として、私的な宗教団体として存続できる方途を明示しており、その点では「国務省案の復活」ともいえる性格を持っている。そして、その根拠として「信教の自由」と「すべての宗教の法の前での平等」をうたい、それを保障し、かつ宗教が将来ともに政治的に二度と利用されることがないように「政教分離の原則」を明確に打ちだしたと考えることができる。単に国教としての神道を認めず、国家と神道という特定の宗教との分離ではなく、「宗教一般と国家との分離」、即ち「厳格な政教分離原則」という普遍的原理を明確に表現したのは、まさにバンスの功績であるといえよう。バンスは、国務省案以降の政策に則って指令を起草した。その中で、さらに理想へ一步踏み出したのである。小さな一步であったが、大きな一步でもあった。

さらに、神道指令のこの特徴を、前章第二節のルーズヴェルトの文明論的宣言、および以下に述べるマッカーサーの個人的願望の中に置いて考えると、当時の状況下において神道指令が果たした、もう一つの獨得の役割が浮かび上がってくる。それは日本のキリスト

教化政策との関係である。

日本の占領政策を定めた「ポツダム宣言」「初期対日方針」「基本指令」の三つの重要文書には、共に「信教の自由」が高らかにうたわれており、特に最後の「基本指令」においては、「言論、出版、集会の自由」は占領政策の妨げにならない範囲で許すという条件付きであるのに較べ、「信教の自由」に関しては全く無条件でそれがうたわれている。何故、またいかなる意味において、この「信教の自由」がかくも重要視されていたのか、何故これほど強調されていたのであろうか。一般的な意味における「信教の自由」が語られていた面もないわけではない。しかし、日・独・伊三国に対する対枢軸国戦略の中での発言が当初から普遍的理念を主張しただけであるとは考えられない。「信教の自由」が、いかなる意味あいで語られていたのかを、立ち入って考察する必要がある。

「信教の自由」が対枢軸国戦略の中で、初めて語られたのは、前述のルーズヴェルトによる「四つの自由」宣言である。1941年1月6日に提出された第77回連邦議会への年頭教書⁽¹³⁾において初めて表明されて以来、幾度も繰り返し主張していたことは、すでに述べた。

「四つの自由」とは、「言論・表現の自由」「信教の自由」「欠乏からの自由」「恐怖からの自由」であり、宗教と言論・表現の自由が保障され、欠乏と恐怖から人類が解放される世界をめざす合衆国政府の強い意志が、国内外に対し表明されたものであった。そして、それ以後、国務省においても、この宣言が戦後世界を構想する基本原理となっていたことはいうまでもない。この宣言の注目すべき点は、軍事戦略ではなく、政治的・経済的・文化的な分野に渡って枢軸諸国を改造しようという戦略が考慮されている点、また、ファシスト勢力と民主主義勢力という、思想的にも制度的にも相入れない二陣営の対決という、「文明闘争史」的な立場が強調されている点であった。

この文明闘争史的立場との関連で見逃すことのできない問題が、「信教の自由」の意味する内容である。ルーズヴェルトのいうところの「信教の自由」は、一般的、または普遍的な意味においての「信教の自由」を必ずしも意味してはいない。彼の主張する「信教の自由」とは、「全ての人々が自分自身の方法で神(God)を崇拜する自由」、つまりキリスト教を信仰する自由という意味あいが強い表現であった。そしてその点を考えることにより、「ファシスト勢力」対「民主主義勢力」という、これら二つの文明史的対決というこの意味内容も明らかになる。すなわち「文明」というのは、キリスト教とそれに基づく政治的・社会的秩序としての民主主義であり自由主義である。それに対抗しているのが「野蛮な異教徒の世界」であった。極めて明快な二分法的認識をそこに見てとることができる。そして、この「文明」がやがて勝利するであろうという確信表明が、常に語られていたのである、もちろん、これは戦争政策であり、従って自国の正当性を過度に強調する性格をもつことは避けられないが、いずれにしても、そういう意味あいで語られていたことは考慮しなければならない点である。これらの検討から、次の三点が明らかとなってくる。

まず第一に、この「信教の自由」というものは、単に、確立されるべき基本的人権の一つであるというような普遍的原則として考えられていたものではなく、何よりもまず、彼等の文明闘争史的立場とキリスト教的世界観のうえから、打倒すべき異教徒の世界にとつ

(13) "The Annual Message to the Congress", January 6, 1941, Rosenman (ed.), *op. cit.*, pp. 663-672.

て代わるべき、正義と福音に満ちた世界という重要なイデオロギー的かつ政治的原理であった。そういう意味において語っていたからこそ、この「信教の自由」が常に声高に、かつ無条件で叫ばれた一つの理由があったのではないかと考える事ができる。

第二に、従って彼等はこの戦争を、キリスト教的な意味における「終末戦争」に擬して考えていたといえ、それほどに、彼等のイデオロギーと宗教的理想的に基づいた世界の抜本的な改革が目指されていたという点である。

第三に、やや極論を言えば、ルーズヴェルトによる「信教の自由」の概念というものは、原理的な意味においてのそれではなく、キリスト教信仰の自由に過ぎなかった。従って、その方針が最後まで政策として貫徹されたならば、その帰結は「日本のキリスト教化」だったのではないかと考えうる。

このようなルーズヴェルトに代表される「文明闘争史観」に基づけば、占領した国家や社会を根本的に改革するには、大前提として現地の「キリスト教化」がめざされることは明らかである。正規の占領政策には、もちろん表明されてはいないが、ルーズヴェルトが少なくとも個人的には、その必要性を痛感していたことは容易に想像がつく。その遺志を継いだか否かは別として、占領軍総司令官マッカーサーの個人的願望の一つがそれであったことも、良く知られている。マッカーサーは、岐阜県在住の宣教師ホウエル女史宛の手紙の中で、次のように述べていた。「私は日本がキリスト教化されるであろうとの希望と信念を持っていることを理解して欲しい。そのために私はあらゆる努力をはらっているのであって、日本にいる宣教師一人につき千人位づついて欲しいと願っている」⁽¹⁴⁾。さらに、GHQ資料の中に、宣教師の出入国に関する詳細な記録が残っており、GHQが宣教師の活動を背後から積極的に支援していた事実を裏付けるものである。

パンスが起草した神道指令は、このようなキリスト教化政策という政治目標をも一定の制限の下に置くものであり、かつ先勝国の宗教で、マッカーサーが日本人の精神的道徳的空白を埋める唯一の宗教であると公言してやまなかつたキリスト教をも、他の宗教と等しい法的基礎の上に置くものであった。実際、CIE 宗教課は少なくとも形式的にはすべての宗教に対して全く同一の態度を取ろうとし、キリスト教の宣布のために占領軍の人員および資材を利用してはならないという内部通達を用意していた。さらにパンスは、占領軍はキリスト教だけを特別に厚遇する政策を取るものではなく、諸宗教を公平に保護するものである旨の声明を出すようにマッカーサーに進言している⁽¹⁵⁾。占領軍のかつてないほどの強大な権力を持ってキリスト教の宣布が行われることを、この指令と宗教課は抑止する役割を果たしたとも言えるのである。

これらの点を考慮すると、パンスの起草による神道指令は結果として、ルーズヴェルト、マッカーサーのキリスト教化政策と表裏をなしていた「文明論的理想主義」と、国務省案、なかんずく知日派の現実的実際の方針との両者を止揚する方策として、「国家と宗教一般との分離」政策を生み出したとも見なすことが出来よう。その意味で、パンスの神道指令は当時としては一種の極めて理想主義的な結論を導きだしたともいえるのである。

(14) "A Letter from D. MacARTHUR to Miss Elizabeth A. Whewell", October 4, 1947, GHQ/SCAP Records (CIE), Box 5166, Sheet No. C-00589 (国会図書館現代史資料室所蔵).

(15) 前掲 阿部美哉「キリスト教一うたえども変わらず」

第五節 小括

日本に対する態度は、ルーズヴェルトが一番厳しく、三省調整委員会、國務省と、順を追つてより穏やかになっている。しかし、三者に共通していた点は、いずれも「独裁的な政治形態」と、それを「鼓舞する哲学」、両者の結合、また、そのような哲学の「教育」が問題とされていたことである。従つて、それらの「構造的解体」と「根絶」という方針は、初期から考えられていたと考えるのが妥当である。つまり「神道」と「国家」というものを「切り離す」政策というものも、その基本的な方針から、ある面で必然的に導き出された政策であったと考える事が出来るのである。

個人の宗教としての神道と國家神道との明確な区別。個人の宗教としての神道はその存続を許し、後者のみを問題にしている点。さらに公的財源による援助の停止等の点についても、國務省案以来の方針であった。従つて、バンスによる「神道指令」の内容は、アメリカ政府の政策と、基本的には論理的な一貫性を保つており、現場サイドの苦肉の策であるとか、恣意的な作であるとは必ずしも言うことは出来ない。

しかも、このバンスの「神道指令」は、厳しく國家神道の廃絶を求めたヴィンセントの放送内容に較べると、いわゆる国家神道的神社であっても、私的な宗教団体としては存在出来る方途を開いているわけであり、その点では國務省案の復活であるとさえいえる。そしてその根拠として「信教の自由」と「宗教の法の下での平等」とをうたい、それを保証し、かつ宗教が政治的に利用される事のないように「政教分離の原則」を明確に打ち出したのである。つまり、単に、国教としての神道を認めずという、国家と神道という特定の宗教との分離だけではなく、宗教一般と国家との分離、すなわち「政教分離」という普遍的原則を導入しており、この点はまさにバンスによる所が大きいということができる。ここにこそバンスの「神道指令」の真骨頂があるのである。

また、マッカーサーの少なくとも個人的願望の一つが、日本のキリスト教化であり、占領軍も日本における宣教師の活動を当初は積極的に支援していたこととの関連では、神道指令は、こうした支援を抑制し、キリスト教も神道などの日本宗教と同じく、政治権力による特権的地位の付与を禁じ、「法のもとでの平等」原則に立たしめたことになる。

前述の國務省作成の「日本・信教の自由」文書に表明された「信教の自由」概念は、ルーズヴェルトの「キリスト教信教の自由」という意味ではなく、むしろ原理的・普遍的な意味での概念であった。その國務省案の形成に、國務省内部にいた知日派と呼ばれる人々が果たした役割は極めて大きいものがあった。日本の伝統に対する彼らの深い理解と尊重の態度がなかったならば、こうした普遍的原理の導入は不可能であった。

バンスもその一人であった。戦前に四国の松山高校で英語の教師をしていた彼は、日本の伝統文化に対する理解もあり、さらにGHQ顧問となつた宗教学者の岸本英夫（東大助教授・当時）から、日本の宗教について多くを学んでいた⁽¹⁶⁾。彼はまさに國務省案に見られる日本の宗教的伝統に対する融和の方針と、大統領、統合參謀本部、特にマッカーサーのラインにおける神道への厳しい方針と、そして日本をキリスト教化したいという暗黙の方針というもの、これらを巧みに止揚していく道を生みだした。つまり、バンスによる

(16)高木きよ子「岸本博士と占領時代の宗教政策」、井門富二夫編・前掲書、第4部-1。

「神道指令」によって、いわばその両者の道を閉ざし、より普遍的で理想的な新しい道が切り開かれたのである。